納税証明書交付電子申請の手順について

### 目次

1	申請する前に準備するもの	1
2	愛知県納税証明書交付電子申請の申込方法	2
	(1) システムへのアクセス	2
	(2) 手続きにアクセスしたときの申請画面(マイナンバーカードを利用した申請の場合)	3
	(3) ログイン方法	6
	(4) 新規登録またはログインして申請する方法	6
	(5) 利用者登録を行わずに申請する方法 (ゲスト利用)	9
	(6)納税証明書交付電子申請	12
	(7)手続きにアクセスしたときの申請画面(商業登記に基づく電子認証制度で発行された電子証明	書
	を利用した申請の場合)	19
	(8) ログイン方法	20
	(9) 新規登録またはログインして申請する方法	20
	(10) アカウント登録せずにメールで申請する方法	21
	(11) 納税証明書交付電子申請	23
	(12) 申請する納税証明書の入力項目について	25
	(13) 入力内容の確認	38
	(14) 手数料の支払い方法	41

# 【注意事項】

- ◎複数種類(使用目的が異なるもの)の納税証明書は一度に申請できません。 複数種類の納税証明書を申請される場合は、1種類ずつそれぞれ申請する必要があります。 なお、同じ内容の納税証明書であれば1度に最大8枚まで申請することが可能です。 また、納税証明手数料及び郵送料は申請毎に支払いが必要です。
- ◎電子署名時には、電子証明書の添付誤りにご注意ください。
  必要な証明を申請前に必ずご確認ください。

本人(個人)、代理人の場合:公的個人認証サービスの電子証明書(マイナンバーカード) 本人(法人)の場合:商業登記に基づく電子証明書(代表者のマイナンバーカードは不可) ※あいち電子申請・届出システムでは上記以外の電子証明書をご利用いただけません。 1 申請する前に準備するもの

# 【本人(個人)申請、代理人申請】

○本人確認が必要な手続

NFC または Felica (非接触でデータ通信を行う規格) に対応したスマートフォン (スマートフォンには「Graffer 電子署名アプリ」が必要です。)

マイナンバーカード

署名用電子証明書暗証番号(6桁以上)

# 【本人(法人)申請】

○商業登記に基づく電子署名が必要な手続 パソコン又はスマートフォン 商業登記に基づく電子証明書

### 2 愛知県納税証明書交付電子申請の申込方法

# (1) システムへのアクセス

申請人(納税者)は、以下のURLから「あいち電子申請・届出システム」(以下「システム」という。)にアクセスします。納税証明書と検索し、下記の様式名を選択し、手続き申込画面にアクセスしてください。

手続き名

【本人(個人)申請用】愛知県納税証明書交付電子申請(※車検用は除く。)

URL

https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure-alias/aichi-nouzeisyoumei-kojin



二次元コード

手続き名

【本人(法人)申請用】愛知県納税証明書交付電子申請(※車検用は除く。)

URL

https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure-alias/aichi-nouzeisyoumei-hojin



二次元コード

手続き名

【代理人申請】愛知県納税証明書交付申請(※車検用は除く。)

URL

https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure-alias/aichi-nouzeisyoumei-dairinin



二次元コード

(2) 手続きにアクセスしたときの申請画面(マイナンバーカードを利用した申請の場合) 対象の申請

【本人(個人)申請用】愛知県納税証明書交付電子申請(※車検用は除く。)

【代理人申請】愛知県納税証明書交付申請(車検用は除く)

手続きにアクセスすると次の画面に遷移します。

# 【本人(個人)申請用】愛知県納税証明書交 付電子申請(※車検用は除く。) (愛知 県)

愛知県税納税証明書交付電子申請(本人申請用フォーム)

- ■ここで申請できる納税証明書の種類(使用目的)は次のとおりです。
- 1 建設業(許可申請・事業年度終了届)
- 2 帰化許可申請
- 3 入札参加資格審査申請(あいち電子調達共同システム)
- 4 入札・指名願(あいち電子調達共同システム以外)
- 5 資金借入・融資
- 6 酒類販売申請
- 7 公益法人申請(愛知県)
- 8 NPO法人申請
- 9 自動車税種別割に係るもの(総続検査・構造等変更検査用でないも

上記以外の納税証明書については、県税事務所窓口で直接ご申請くださ

なお、複数種類の証明を一度に申請することはできません。

#### 申請の流れ

- この申請では、申請の途中で、スマホアプリを使用して電子署名を行い
- パソコンまたはタブレットから申請する場合は、申請の途中で二次元コ ードの読み取りが必要です。二次元コードの読み取り操作がご不安な方 はスマートフォンから申請をおすすめします。











お急ぎの方は愛知県へお問い合わせくだ さい

この申請ではオンラインで申請書を送信した後、自治体で申請書の受付作 業を行うため、申請完了までお時間をいただきます。

### 利用規約をご確認ください

利用規約「7 をお読みのうえ同意して、ご利用に必要な物の確認に進ん でください。



用規約に同意する 💩

ご利用に必要な物の確認へ進む

内容を確認のうえ、 ご利用規約に同意するにチェックし、 「ご利用に必要な物の確認へ進む」 をクリックしてください。

# ご利用に必要な物の確認

電子署名(署名用電子証明書)が有効な マイナンバーカード



- 次の場合は電子署名が無効で、オンラインでの申請ができません。
  - 氏名、生年月日、性別、住所に変更があった場合
  - 電子署名の有効期限を過ぎた場合(有効期限:電子証明書発行の日から5回目の誕生日まで)

該当される方は、自治体の窓口または郵送で申請してください。

# 署名用電子証明書暗証番号(6桁以上)



- 電子署名用暗証番号(6桁以上)は、市区町村の窓口でマイナンバーカードを受け取った際に、ご自身で設定した6~16文字の英数字です。
- 暗証番号の入力を、5回連続で間違えるとロックがかかります。
- 暗証番号を忘れた場合や、ロックを解除する場合には、住民票がある市区町村の窓口、または、コンビニで行えます。詳しくは、署名用パスワードをコンビニで初期化する方法[?]を確認してください。

# NFCまたはFelicaに対応したスマートフォン



- パソコンやタブレットから申請する場合にも、NFCまたはFelicaに対応 したスマートフォンが必要です。
- ICカードリーダライタは使用できません。
- お使いのスマートフォンがNFCまたはFelicaに対応しているかどうかは、メーカーホームページなどでご確認ください。

アプリのダウンロードへ進む

「アプリのダウンロードへ進む」 をクリックしてください。

# アプリのダウンロード

電子署名は、マイナンバーカードを使用した本人確認です。電子署名に使用するためのアプリをダウンロードしてください。

# iPhoneをご利用の方

二次元コード

アプリストア

スマートフォンで読み取ってください





⊕ 二次元コードを大きく表示する

# Androidをご利用の方

二次元コード

アプリストア

スマートフォンで読み取ってください





● 二次元コードを大きく表示する

アプリをダウンロードしてから、次へ進んでください

新規登録またはログインへ進む

電子署名に使用するためのア プリをダウンロードし、

「新規登録またはログインへ 進む」をクリックしてくださ い。

# (3) ログイン方法

システムの利用には、「新規登録またはログインして申請する方法」と「利用者登録を行わずに申請する方法(ゲスト利用)」の2つの方法があります。

新規登録またはログインして申請する方法・・・・・・・・・・・・> (4) へ 利用者登録を行わずに申請する方法 (ゲスト利用)・・・・・・・・・> (5) へ

(4) 新規登録またはログインして申請する方法

ア「新規登録」または「ログイン」をクリックします。



イ Graffer アカウント登録をしてない場合は、「新規登録」をクリックします。 既にお済の場合は、オに進んでください。 ウ 外部サービスで登録する場合は、「Google で登録」または「LINE で登録」をクリックします。外部サイトへ遷移するため、画面に従い登録を行ってください。



外部サービスを利用しない場合は、必要項目(姓、名、メールアドレス、パスワード)を入力し、「Graffer アカウントに登録」をクリックしてください。



エ ウで登録したメールアドレスに「noreply@mail.graffer.jp」から「【Graffer アカウント】仮登録完了のお知らせ」メールが届きます。 メール本文中のURL をクリックすると本登録が完了します。



オ Graffer アカウント登録がお済の方は、「ログイン」に進み、

「Google でログイン」、「LINE でログイン」、「メールアドレスでログイン」のいずれか登録した方法をクリックし、ログインします。

Gビズアカウントでもログイン可能です。<u>ただし、Gビズで事前に本人確認していても別途本</u> 人確認(電子認証)が必要です。



カ 申請画面に遷移します。((6) へ)

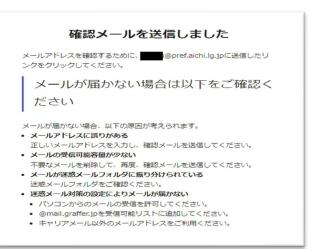
(5) 利用者登録を行わずに申請する方法 (ゲスト利用) ア 「ゲスト利用」をクリックします。



イメールアドレスを入力し、「確認メールを送信」をクリックする。



クリックするとこのように 表示されます。



ウ イで入力したメールアドレスに「noreply@mail.graffer.jp」から

「メールアドレスのご確認」メールが届きます。

メール本文中の URL をクリックするとメールアドレスの認証が完了し、申請画面に遷移します。

作名: 【愛知県】メールアドレスのご確認(【本人(個人)申請用】愛知県納税証明書交付電子申請 (※車検用は除く。) )

メール認証をして申請を行うためのステップとして、ご入力いただいたメールアドレスが正しいことを確認する必要があります。

以下の URL をクリックして、メールアドレスの認証を完了してください。

https://sandbox-ttzk.graffer.jp/smart-apply/api/v1/auth/verify-email-token?token=dc8877b4-ed79-45e4-893a-e701db977478&redirectUrl=/pref-aichi/smart-apply/apply-

#### ▼ 認証の有効期限が過ぎた場合

確認用 URL は 30 分間有効です。有効期限が過ぎた場合には、お手数ですが再度操作を行ってください。

- ※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。
- ※ 本システムは、株式会社グラファーが運営しています。
- ※ ご不明点やご質問は、愛知県にて受け付けています。愛知県まで直接お問い合わせください。
- ▼ 送信者に関する情報

株式会社グラファー

Copyright @ Graffer, Inc.

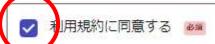
エ 「利用規約に同意する」のチェックボックスにチェックを入れ、「ご利用に必要な物の確認へ進む」をクリックする。

「メールアドレスのご確認」メールが届きます。

メール本文中の URL をクリックするとメールアドレスの認証が完了し、申請画面に遷移します。

# 利用規約をご確認ください

利用規約 [2] をお読みのうえ同意して、ご利用に必要な物の確認に進んでください。



ご利用に必要な物の確認へ進む



アプリのダウンロード へ進むをクリック

新規またはログインへ進むを クリック

(手続きにアクセスしたときの 画面と同じ画面がでます)



カ 申請画面に遷移します。((6) へ)

# (6) 納税証明書交付電子申請の手続き申請画面

# ア 本人(個人)申請の場合

マイナンバーからの自動入力項目以外の名前 (カナ)、郵便番号、電話番号を入力し、「一時保存して、次へ進む」をクリックします。

利用登録をしないと、一時保存はできません。(以下同じ。)





申告時等から氏名等を変更した場合、本人様確認のため、電子署名の他に、その内容が確認できるもの(過去と現在の関連がわかるもの)の電子データ(写真やスキャニングしたもの等)を添付してください。

「一時保存して、次へ進む」を クリックします。

【本人	(個人)申請用】愛知県納稅証明書交付電子申請(※車検用は除く。	)
	入力の状況	30
入力	フォーム	
納税訂	正明書に記載する所在地の選択 産業	
	場合、事務所所在(住所地以外)での交付を希望する場合は選択をしてください。	
■注意 ■ 自動車を	■ 税種別割に係るものに関する証明書の場合は、選択しないでください。	
•	事務所等での証明を希望する。	
証明を	を希望する郵便番号 <b>必</b> 乗	
1	234567	<b>₽</b>
証明を	を希望する所在地 🔊	
名i	古屋市中区三の丸三丁目1番2号	<b>₽</b>
	一時保存して、次へ進む	
	〈戻る	

個人の場合、

事務所所在(住所地以外)での 交付を希望する場合は選択して ください。

### 注意■

自動車税種別割に係るものに関する証明書の場合は、選択しないでください。

「一時保存して、次へ進む」を クリックします。

申請する納税証明書の入力項目についてへ遷移します。((12) へ)

# イ 代理人申請の場合

マイナンバーからの自動入力項目以外の申請代理人の名前 (カナ)、郵便番号、電話番号を入力し、「一時保存して、次へ進む」をクリックします。

利用登録しないと、一時保存はできません。





入力の状況

20%

### 入力フォーム



変加県杭の初杭証明書文刊中萌及び受領に関する権限について、委任者と受任者の間 で合意し、作成した委任状のデータを添付してください。

※委任状の様式は任意です。税務課ホームページ

https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000078946.htmlから様式をダウンロードで きます。

#### 【添付できるデータ】

- ・種類:「.pdf」「.png」「.jpeg」「.jpg」
- ・サイズ:「10MB」まで ・ファイル数:「2つ」まで

申請書及び委任状に記載された申請代理人の住所又は事務所等所在地が、マイナンバ ーカードの住所と異なる場合は、委任状と併せて申請代理人の公的な本人確認書類 (行政書士証票等) のデータを添付してください。

#### 適格請求書 年章

消費税法第57条の4により、「手数料等内訳書」という名称で、手数料等に係る適格請求書(イ ンボイス)を納税証明書と同時に交付します。

なお、宛名は原則「申請者(納税者)」としますが、「申請代理人」に変更を希望される場合 旨を選択してください。

申請代理人あてに変更を希望する。

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

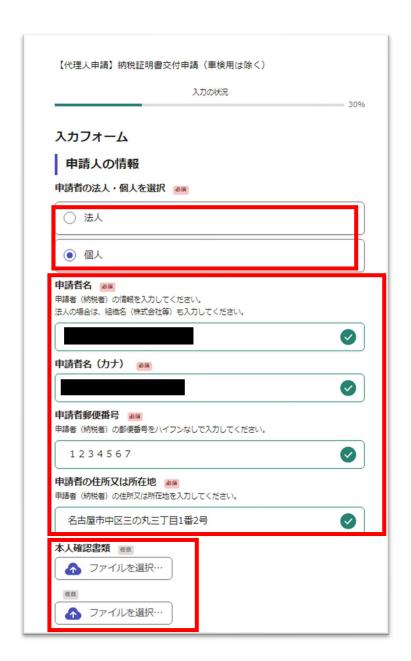
〈戻る

委任状を必ず 添付してください。

適格請求書について、 申請代理人あてに変更を希望す る場合は、

「申請代理人あてに変更を希望 する。」を選択してください。

「一時保存して、次へ進む」を クリックします。



申請者が法人か個人か選択して下さい。個人の場合

申請者名 申請者名(カナ) 申請者郵便番号 申請者の住所又は所 在地 を入力してくださ い。

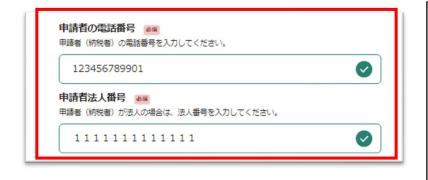


申請者が法人か個人か 選択して下さい。

# 法人の場合

申請者名 申請者名(カナ) 法人代表役職名 法人代表者名 法人代表者名(カナ) 申請者郵便番号 申請者の住所又は所在地 を入力してください。

申告時等から氏名等を変更された場合、本人様確認のため、その内容が確認できるもの(過去と現在の関連がわかるもの)の電子データ(写真やスキャニングしたもの等)を添付していただく必要があります。





申請者名の電話番号 申請者法人番号

以下を希望する場合は選択 をしてください。

- ・愛知県外に本店を有する 法人の場合に「愛知県に届 出をしている主たる事務 所」での交付
- ・個人の場合、事務所所在 (住所地以外)での交付

### ■注意■

自動車税種別割に係るもの に関する証明書の場合は、 選択しないでください。

選択した場合は、 証明を希望する郵便番号、 証明を希望する所在地 を入力してください。

申請する納税証明書の入力項目についてへ遷移します。((12) へ)

(7) 手続きにアクセスしたときの申請画面(<u>商業登記に基づく電子認証制度で発行された電</u> 子証明書を利用した申請の場合

対象の申請

【本人(法人)申請用】愛知県納税証明書交付電子申請(※車検用は除く。) 手続きにアクセスすると次の画面に遷移します。

# 【本人(法人)申請用】愛知県納税証明書交 付電子申請(※車検用は除く。) 愛知県の「【本人(法人)申請用】愛知県納税証明書交付電子申請(※車検用 は除く。)」のオンライン申請ページです。 愛知県税納税証明書交付電子申請(本人申請用フォーム) ■ここで申請できる納税証明書の種類(使用目的)は次のとおりです。 1 建設業(許可申請・事業年度終了届) 2 帰化許可申請 入札参加資格審査申請(あいち電子調達共同システム) 4 入札・指名願(あいち電子調達共同システム以外) 5 資金借入・融資 6 酒類販売申請 7 公益法人申請(愛知県) 8 NPO法人申請 9 目動車税種別割に係るもの(総続検査・構造等変更検査用でないもの) 上記以外の納税証明書については、県税事務所窓口で直接ご申請ください。 なお、複数種類の証明を一度に申請することはできません。 申請前の準備事項 以下の事項を確認・チェックいただけると申請がスムーズです。 商業登記に基づく電子認証制度で発行された電子証明書 商業登記に基づく電子認証制度 [2] で発行された電子証明書による電子署名 が必要です。 電子証明書のp12ファイル、パスワードの準備ができているか確認 Grafferアカウントを利用する方 ログインしていただくと、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。 新規登録またはログインして申請 **または** -Grafferアカウントを利用しない方 メールアドレスの確認のみで申請ができます。 一時保存や申請履歴の確認など一郎機能は使えません。 アカウント登録せずにメールで申請

# (8) ログイン方法

システムの利用には、「新規登録またはログインして申請」する方法と「アカウント登録せずに メールで申請」する方法の2つの方法があります。

新規登録またはログインして申請する方法・・・・・・・・・・・・> (9) ヘアカウント登録せずにメールで申請する方法・・・・・・・・・> (10) ヘ

# (9) 新規登録またはログインして申請する方法

ア「新規登録またはログインして申請」をクリックします。



イ Graffer アカウント登録をしてない場合は、「新規アカウント登録」をクリックします。 既にお済の場合は、オに進んでください。



(4) ウを参照。以下同じ。

(10) アカウント登録せずにメールで申請する方法

ア「アカウント登録せずにメールで申請」をクリックします。

### Grafferアカウントを利用しない方

メールアドレスの確認のみで申請ができます。 一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

# アカウント登録せずにメールで申請

イメールアドレスを入力し、「確認メールを送信」をクリックします。

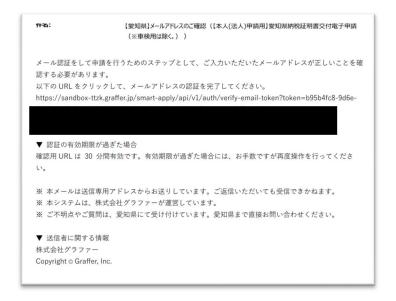


「確認メールを送信」をクリックすると、このように表示されます。

メールアドレスを確認するために、 @pref.aichi.lg.jp に送信したリンクをクリックしてください。
メールが届かない場合は、メールアドレスに誤りがないか、または迷惑フォルダやスパムフォルダ等に振り分けられていないかご確認ください。

ウ イで入力したメールアドレスに「noreply@mail.graffer.jp」から 「メールアドレスのご確認」メールが届きます。

メール本文中の URL をクリックするとメールアドレスの認証が完了し、申請画面に遷移します。



エ 「利用規約に同意する」のチェックボックスにチェックを入れ、「申請に進む」をクリックする。



### (11) 納税証明書交付電子申請

### ア 手続き申請画面

本人(法人)申請

電子署名時に電子証明書より自動設定される項目以外の法人名(カナ)、郵便番号、電話番号、連絡担当者名を入力し、「一時保存して、次へ進む」をクリックします。

利用登録をしないと、一時保存はできません。(以下同じ。)



法人代表役職名、法人代表者名(カナ)、納税証明書に記載する所在地について選択し、「一時保存して、次へ進む」をクリックします。



申請する納税証明書の入力項目についてへ遷移します。((12) へ)

# (12) 申請する納税証明書の入力項目について

申請する納税証明書は「個人」又は「法人」の別、「使用目的」等によって、表示される項目が異なります。

ア 個人かつ建設業 (許可申請・事業年度終了届) の場合

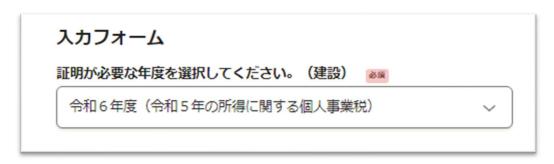


# (ア) 年度指定の場合



過去5年分から選択可能。年度を選択し、「一時保存して、次へ進む」をクリックします。

- ・令和6年度(令和5年の所得に関する個人事業税)
- ・令和5年度(令和4年の所得に関する個人事業税)
- ・令和4年度(令和3年の所得に関する個人事業税)
- ・令和3年度(令和2年の所得に関する個人事業税)
- ・令和2年度(令和元年の所得に関する個人事業税)

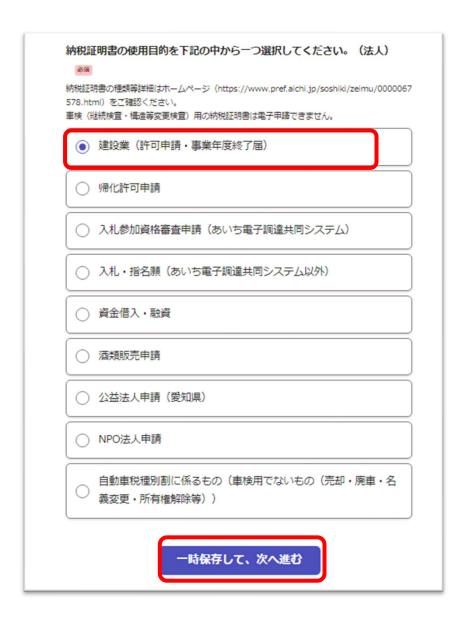


# (イ) 複数年度指定の場合

証明が必要な年度を入力し、「一時保存して、次へ進む」をクリックします。



# イ 法人かつ建設業 (許可申請・事業年度終了届) の場合



# (ア) 事業年度指定の場合



証明が必要な事業年度を入力し、「一時保存して、次へ進む」を クリックします。



# (イ) 複数事業年度指定の場合



証明が必要な事業年度を入力し、「一時保存して、次へ進む」をクリックします。



# ウ 個人かつ帰化許可申請の場合



# (ア) 年度指定の場合

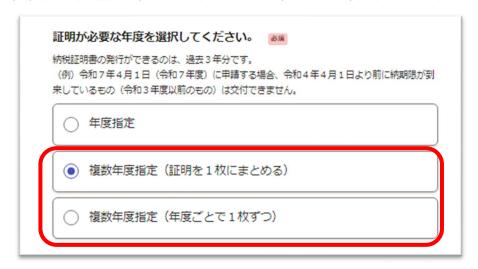


過去5年分から選択可能。年度を選択し、「一時保存して、次へ進む」をクリックします。

- ・令和6年度(令和5年の所得に関する個人事業税)
- ・令和5年度(令和4年の所得に関する個人事業税)
- ・令和4年度(令和3年の所得に関する個人事業税)
- ・令和3年度(令和2年の所得に関する個人事業税)
- ・令和2年度(令和元年の所得に関する個人事業税)



(イ)複数年度指定(証明を1枚にまとめる)または(年度ごとで1枚ずつ)の場合



証明が必要な事業年度を入力し、「一時保存して、次へ進む」をクリックします。



# エ 法人かつ帰化許可申請の場合



# (ア) 事業年度指定の場合



必要な税目を選択し、「一時保存して、次へ進む」をクリックします。



証明が必要な事業年度を入力し、「一時保存して、次へ進む」をクリックします。



(イ)複数事業年度指定(証明を1枚にまとめる)または(年度ごとで1枚ずつ)の場合



必要な税目を選択し、「一時保存して、次へ進む」をクリックします。



証明が必要な事業年度を入力し、「一時保存して、次へ進む」をクリックします。



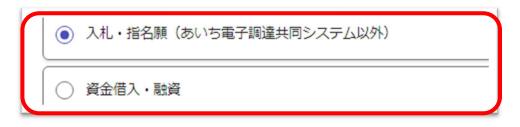
オ 入札参加資格審査申請(あいち電子調達共同システム)の場合 (個人・法人共通)

入札参加資格審査申請(あいち電子調達共同システム)

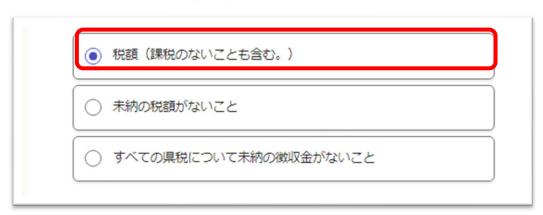
必要を選択し、「一時保存して、次へ進む」をクリックします。



カ 入札参加資格審査申請(あいち電子調達共同システム)又は資金借入・融資の場合



(ア) 税額(課税のないことも含む。) の場合 ウ又はエの帰化許可申請と同様の表示がされます。



(イ) 未納の税額がないことの場合

• 7	未納の税額がないこと
0 :	すべての県税について未納の徴収金がないこと
到甲根	税種別割に未納がない旨の表示の要否を選択してください。 ※
動車税利	<b>動制の表示が必要が提出先にご確認ください。</b>
0021	野別割の表示が必要が提出先にご確認ください。 必要

(ウ) すべての県税について未納の徴収金がないことの場合

税額(課税のないことも含む。)	
未納の税額がないこと	
<ul><li>すべての県税について未納の徴収金がないこと</li></ul>	

キ 酒類販売申請、公益法人申請 (愛知県)、NPO 法人申請の場合 (個人・法人共通)

•	酒類販売申請
0	公益法人申請(愛知県)
0	NPO法人申請

ク 自動車税種別割に係るもの(車検用でないもの(売却・廃車・名義変更・所有権解除等))の場合(個人・法人共通)

自動車税種別割に係るもの(車検用でないもの(売却・廃車・名 義変更・所有権解除等))



以下入力は、共通入力項目(ケ)に続きます。

# ケ 共通入力項目

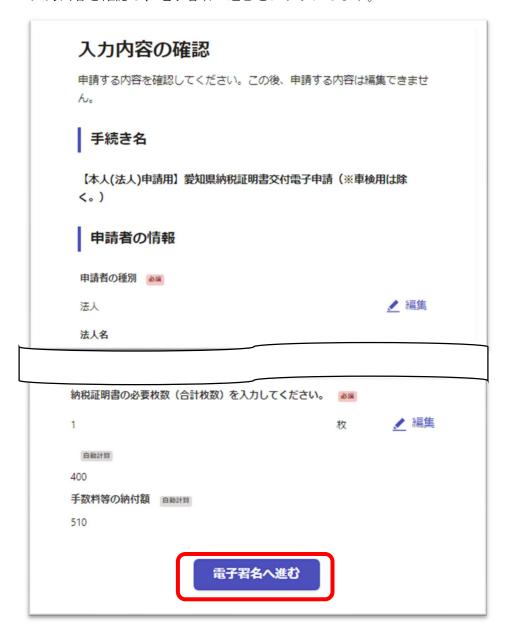
全ての申請に共通する入力項目になります。

必要枚数を入力し、「一時保存して、次へ進む」をクリックします。



# (13) 入力内容の確認

入力内容を確認し、電子署名へ進むをクリックします。



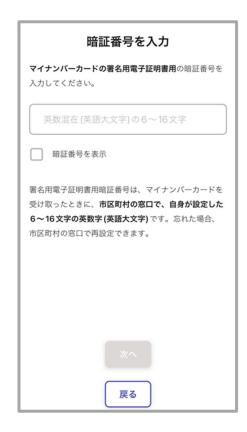
# マイナンバーで認証の場合

「タップしてアプリを起動」をタップしてアプリを起動してください。

アプリのインストールがまだの方は「アプリのインストールはこちら」をタップし、アプリをインストールしてください。

なお、パソコンで申請をされている場合は、お手元のスマートフォンでGraffer電子署名アプリを起動し、「パソコンまたはタブレットで申請」から、パソコン画面上のQRコードを読み込んでください。





マイナンバーカードの交付時に設定した英数字6文字以上16文字以下の暗証番号を入力ください。

5回間違えるとパスワードロックがかかってしまい、 当該電子証明書は利用できなくなってしまいますのでご注意ください。

ロックがかかってしまった場合は、発行を受けた市区町村窓口にてパスワードのロック解除とともに、パスワード初期化申請をし、パスワードの再設定を行ってください。



商業登記証明書で 電子署名を行う場合は、 ファイルを選択し、 証明書のパスワードを入力し、 「署名する」をクリックします。

電子署名をし、「この内容で申請する」をクリック。



# (14) 手数料の支払い方法

支払い依頼のメールが届いたら、メール本文の URL から Web ページを開くと、支払い情報が表示されます。

内容に間違いがなければ「支払いに進む」を選択してください。







支払い方法が表示される ため、希望する支払い方 法を選択して決済に進み ます。

# 決済方法は3種類

- · Pay-easy
- ・クレジットカード
- PayPay

(PayPay は令和7年3月 末頃導入予定)

# クレジットカード支払いの場合

支払い方法としてクレジットカードを選択した場合、クレジットカード情報を入力する画面が 表示されるので、入力してください。

入力後、「登録する」を選択すると、クレジットカード情報と「以上の内容で支払いを実行す る」というボタンが表示されます。 内容に間違いがないか確認後、「以上の内容で支払いを実行する」ボタンを選択すると支払い

が完了します。



### ペイジー支払いの場合

支払い方法としてペイジーを選択した場合、電話番号やメールアドレスを入力する画面が表示 されるので、入力してください。

入力後、「内容の確認へ進む」を選択して進めると、ペイジー支払い情報が発行されます。 発行された支払い情報を基にATMやインターネットバンキングから支払うと、支払いが完了します。



PayPay 支払いの場合(令和7年3月末頃導入予定)

支払い方法としてPayPayを選択した場合、PayPayアプリが開いて決済画面へ遷移します。 なお、パソコンで操作している場合もしくはPayPayアプリがインストールされていないスマートフォンで操作している場合は、Webブラウザの決済画面へ遷移します。

QRコードを読み取るもしくはログインをした後、支払い処理をすることで支払いが完了します。



電子決済の完了後、正常に終了したことを示す画面が表示されます。この画面はログイン後に閲覧できる「申請一覧」から確認できます。



※利用者登録を行わずに申請した場合は、受付時に届きましたメール本文中の URL をクリックしてください。遷移後の画面の「支払い情報」からご確認ください。